

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 4 月 26 日（金）第3514号の 4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	規 則	
○鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則（※）		（人事課取扱い） 1
訓 令	訓 令	
○鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令（※）		（人事課取扱い） 1

規 則

鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第40号

鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員退職手当支給規則（昭和60年鹿児島県規則第21号）の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式，別記第 6 号様式から別記第 8 号様式まで，別記第10号様式及び別記第11号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第23号様式から別記第33号様式までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。ただし，別記第23号様式から別記第33号様式までの改正規定は，平成31年 7 月 1 日から施行する。

訓 令

鹿児島県訓令第10号

鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 4 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令

鹿児島県職員服務規程（昭和35年鹿児島県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第 7 条 第 1 項 第 1 号 中「又は本籍」を削り，同条第 3 項 中「， 本籍」を削る。

別記第 3 号様式を次のように改める。

第 3 号様式 (第 7 条関係)

身 上 異 動 届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

所属
職名
氏名 印
(職員番号)

変更等の事実が生じたので、鹿児島県職員服務規程第 7 条第 1 項 (第 2 項) の規定により届け出ます。

項 目	年 月 日	変更等の事実の内容		添 付 書 類
氏 名		フリガナ		戸籍抄本
		新		
		旧		
学 歴		在学期間		卒業証明書
		学校名		
資格・免許 ・試験				資格・免許取得 証明書 試験合格証明書
研 修		研修期間		研修 (講習) 修 了証明書
		研修機関		
賞 罰				必要な証明資料
住 所		新		住民票
		旧		

人事課長	課長補佐	主 幹	係 長	係	担 当 者	経 由 先	
						主管課長	所 属 長

附 則

この訓令は、平成31年4月26日から施行する。